長野陸上競技協会特別積立金に関する規程

平成 24 年 12 月 1 日制定

(目的)

第1条 長野陸上競技協会に特別積立金を設け、その管理及び処分に関し必要な事項 を定めるものとする。

(設置)

第2条 特別積立金は別表のとおりこれを設置する。

(特別積立金の運用)

- 第3条 本協会の特別積立金は経理部長が管理し、その方法は理事会及び、評議員会の議を経て定める。
 - 2 本協会の特別積立金は、預金保険制度加入の金融機関に預託するものとする。

(運用益金の処理)

第4条 特別積立金の運用から生ずる益金の処理は別表の通りとする。

(特別積立金の処分)

第5条 本協会の事業遂行上やむを得ない事由により、特別積立金の一部の取崩し、 又は、全部の処分をしようとする時は、理事会、評議員会の議を経るものとす る。

付 則

この規程は平成24年12月1日から施行する。

別表

名 称	内 容
選手育成強化積立金	①選手育成強化を指定して寄付された財産
	②理事会、評議員会で特別積立金に繰り入れるこ
	とを決議した金額とし、運用益は本協会の選手
	育成強化費に充当する
財政調整積立金	各年度の決算剰余金(前年度繰越金を除く)のう
	ち年度当初の運営に支障の無い金額を積み立て、
	運用益は本積立金へ積み立てるものとする